

令和2年第4回三鷹市議会定例会提出議案概要その2

番 号	件 名 及 び 内 容
1	<p>三鷹市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例</p> <hr/> <p>1 期末手当の支給率の改定 期末手当 100分の130 → 100分の125（課長職職員は100分の110→100分の105、部長職職員は100分の100→100分の95）（再任用職員は100分の72.5→100分の70（部課長職職員は100分の62.5→100分の60）） ※期末・勤勉手当の年間支給率 100分の465 → 100分の455（再任用職員は100分の245→100分の240）</p> <p>2 施行期日等</p> <p>(1) 施行期日 公布の日</p> <p>(2) 期末手当の特例 令和2年度の期末手当の支給に当たっては、12月期の期末手当の支給率を100分の120（課長職職員は100分の100、部長職職員は100分の90）（再任用職員は100分の67.5（部課長職職員は100分の57.5））とすることとした。</p> <p>(3) 三鷹市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正 期末手当の支給率を、次のとおり改定することとした。 100分の175 → 100分の172.5（令和2年12月期に限り100分の170） ※年間支給率 100分の350 → 100分の345</p>